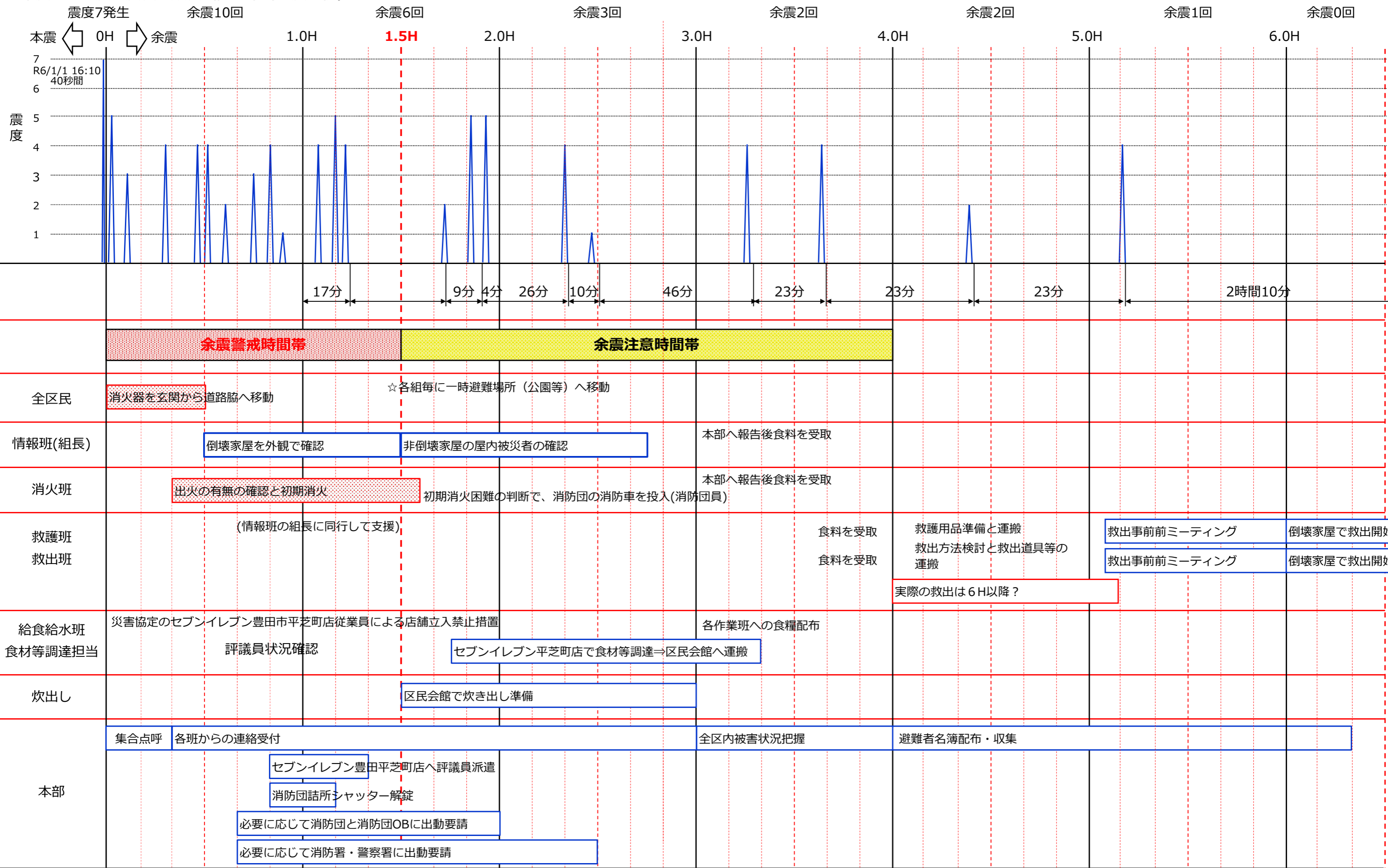


震度7の地震発生後の余震(震度4以上)の発生間隔と自主防災会各班の行動スケジュール

・本震後の余震(震度4以上)の発生間隔が1時間以上となるのは、熊本地震：4時間26分後、能登半島地震：5時間10分後、東日本大震災：6時間35分で、6時間以内の救出作業は二次災害恐れが非常に高い。

<本震後の余震の震度と頻度(能登半島地震の例)>



-平芝自主防災会組織表-

<地震時>		各班 隣組
会長 (区長) 副会長 (副区長) 防災部長 民生児童委員 主任児童委員 評議員 消防団 諸団体役員	情報班 (各組長) 評議員3・6・7丁目 評議員4・5丁目	1 2
	初期消火班 評議員	3・4 5 6
	避難誘導班 評議員	7 8 9
	救護 (救出) 班 評議員	10 11 12
	給食・給水班 評議員	13 14・15
	個別支援班 民生委員・評議員	16 17 19 22 25 26 36 42 43 44 45 46 47 52 53 54

<水害時>	
会長 (区長) 副会長 (副区長) 防災部長 (会計) 民生児童委員 主任児童委員 評議員 消防団 諸団体役員	崇化館中学校 (指定避難場所) 区長 会計 評議員
	妙玄公園 (自主避難場所) 開設・閉鎖担当者 評議員 評議員
	平芝公園 (自主避難場所) 開設・閉鎖担当者 評議員 評議員
	坂の上公園 (自主避難場所) 開設・閉鎖担当者 評議員 評議員
	安長寺 (自主避難場所) 開設・閉鎖担当者 平芝在住世話人
	梅坪神社 (自主避難場所) 開設・閉鎖担当者 平芝氏子総代・子会計
	西山公園 (車両一時避難場所) 開設・閉鎖担当者 豊田市職員 (評議員配置なし)
	避難誘導班 民生委員 副区長 評議員

地震発生後の各隣組の役割とタイムライン (平芝自治区標準タイムライン)

(〇条〇)は運営細則<地震編>の条項を示す

地震前の準備 (全区民共通)	一般区民・避難誘導班	組長(情報班) (6条1)	救護(救出)班 (6条3)	初期消火班 (6条2)	給食・給水班 (6条5)	自治区災害対策本部 (4条)	地震前の準備 (各組の一時避難場所を各隣組組長より受け付ける。本部の各隣組各担当から携帯電話へ連絡をもらい、登録する。)	地震前の準備 (災害対策本部)
①各隣組で一時避難する公園等を決めておく。(5条1) ②家具の転倒防止と旧耐震家屋は耐震補強工事を行う。(8条3)(8条2) ③各自の家に感震ブレーカーを取付ける。(6条5) ④各自の世帯人数×5個×7日分の携帯トイレを準備する。(1日5回を想定) (8条4) ⑤3~7日分の飲料水と食料をローリングストックで備蓄する。(8条1)								
地震前の準備 (各担当者)		(事前に地震発生時の巡回経路を決めて、瓦の落下やブロック塀倒壊の危険箇所を把握) 自治区防災マップに記載 (6条・) (本部各班担当者の携帯電話番号を登録、携帯電話にて確認) (6条・)						
地震発生 (震度6弱以上)								地震発生 (震度6弱以上)
(強い揺れ) 数分後 地震の揺れが収まる								(強い揺れ) 数分後 地震の揺れが収まる
20分後	消火器を玄関に設置する (氏名を表示) (7条3) 屋内で頭を保護する ガスの火と元栓を止める←震度5相当以上の場合は、 ガスメーター(マイコンメーター)がガスを自動的に遮断する 電気のブレーカーを切る←震度5強程度以上の場合は、 感震ブレーカーは自動的に切れる							20分後
余震警戒時間帯	玄関の消火器を持って屋外に出る (7条3) ・消火器が外に出ていればその世帯は無事と判断できる ・消火器を出していない世帯は声掛けし、安否を確認する							20分後
30分後	住宅の門又は道路境界付近に消火器を置く(無事を知らせる) (7条3) (落下物の危険のない場所) 道路上で一時待機 見える範囲で倒壊家屋の有無を確認する 巡回してきた組長に状況報告 体力に問題がない住民 (組長に同行して連絡係等を務める) *当日役割のない区民は役割のある人を手伝ってください (7条2)	隣組内の家屋被害調査に出発 (道路中央を歩いて巡回) 巡回しながら倒壊家屋の有無を外観目視で確認 住民から報告を受ける 隣組で事前に決めた場所(例:倒壊危険家屋前)で救護担当と合流 次(の)倒壊危険家屋の調査に出発	隣組内の倒壊危険家屋へ向けて出発 (6条2) 隣組内の倒壊危険家屋に到着 目・鼻・耳で火災を確認 (煙・火の手を目で確認) (焦げ臭さを鼻で確認) (パチパチ音を耳で確認) 火事だと大声で叫ぶ 隣組内の倒壊危険家屋に到着 目・鼻・耳で火災を確認 次の出火がないか見回る 鎮火不可能な炎上出火※と判断したら、直ちに本部へ応援要請 消防団等が出動、消火作業を行う 炎上出火なしの時は見回り実施 ※炎上出火:初期出火の内、住人・隣人の初期消火で消火しきれなかった火災 本部で状況報告 (6条2) 消火器の使用有無(誰の家の物か) 役割者として軽食の受取	消火場所付近に消火器の準備が完了している 担当評議員が店内状況を確認にセブンイレブン豊田市平芝町店に出向き、協定書に従い従業員に閉店してもらう 区民会館の冷蔵庫の氷をクーラーボックスへ移す 区民会館トイレ便器に「簡易トイレ」又は「緊急簡易トイレ」を取付ける(6条5)	自治区災害対策本部 (4条) 自治区役員は区民会館へ集合 自治区役員の集合 情報班担当連絡の受付開始 ・順次安否確認シートに記入 ・出火と消火確認シートに記入 (緊急連絡優先) (消火作業優先)(4条3) *必要に応じて、区長より消防団・消防署・警察署に出動を要請(4条3) *民生委員と個別支援担当評議員で台帳登録者の住居を訪問、避難支援をする 給食担当評議員が店内状況確認に出向く 協定書に従い、従業員に閉店してもらう(4条7)	自治区役員は区民会館へ集合 30分後 自治区役員の集合 情報班担当連絡の受付開始 ・順次安否確認シートに記入 ・出火と消火確認シートに記入 (緊急連絡優先) (消火作業優先)(4条3) *必要に応じて、区長より消防団・消防署・警察署に出動を要請(4条3) *民生委員と個別支援担当評議員で台帳登録者の住居を訪問、避難支援をする 給食担当評議員が店内状況確認に出向く 協定書に従い、従業員に閉店してもらう(4条7)	20分後 30分後 余震警戒時間帯 30分後 余震警戒時間帯 90分後 余震注意時間帯	20分後 30分後 余震警戒時間帯 90分後 余震注意時間帯
3時間後	避難場所から帰宅するか判断 (余震が減少する) 本部の判断で炊出しを決定した時余裕のある食材を提供 (7条1)	倒壊家屋内の要救護者の救出方法の検討と決定 ・倒壊家屋の間取り確認 ・救出人員の確保 ・救出用の道具の運搬 ・その他	倒壊家屋内の要救護者の救出方法の検討と決定 ・倒壊家屋の間取り確認 ・救出人員の確保 ・救出用の道具の確保と運搬 ・その他 倒壊家屋内の要救護者の救出可能性と判定 倒壊家屋内の要救護者の救出作業前ミーティング	炊出しの準備開始 (提供された食材等の受付開始) (区長の判断・指示で火の使用開始OK)	炊出しの準備開始 (提供された食材等の受付)	炊出しの要不要を判断し、給食班に指示する (4条6) 組長を通して炊出しに必要な材料(米・野菜・味噌など)の提供を区民に要請する (4条7) 給食班に火気の使用の可否を指示する (4条8)	3時間後 余震注意時間帯終了	3時間後 余震注意時間帯終了
4時間後以降								4時間後以降
5時間後			倒壊家屋内の要救護者の救出作業前ミーティング ・リーダーの確認 ・救出方法の確認 ・道具の確認					5時間後
6時間後			要救護者の救出作業の開始					6時間後
							食料のない人へ「おにぎり」の配給開始 (倒壊家屋の住民等)	

屋外で余震があれば、しゃがんで姿勢を低くする(シェイクアウト)

余震警戒時間帯 90分後 余震注意時間帯

余震注意時間帯終了